

ハノイ市人民委員会

ベトナム社会主義共和国

独立—自由—幸福

№ : 4095/UBND-KGVX

-----

濃厚接触者（F1）の自宅隔離  
の実施に関するガイダンス

ハノイ市、2021年11月19日

宛先：ハノイ市の各局・各機関  
各区・郡・村の人民委員会

ハノイ市において、この数週間で感染状況が複雑に変動しており、市中感染症例が多く発生しているため、濃厚接触者の数も急速に増えつつあることを踏まえ、2021年11月16日、ハノイ市人民委員長はニューノーマルの状況におけるハノイ市でのCov id-19予防対策の継続的な実施に関する公電№. 23/CD-UBNDを公布した。

党常務委員会の結論に関する2021年11月18日付ハノイ市党委通通達№. 565-TB/TU及び2021年7月14日付保健省通達№. 5599/BYT-MT「隔離期間の短縮、自宅でのF1症例の医療隔離の試験的な実施、COVID-19患者の管理について」において規定される濃厚接触（F1）に対する自宅隔離のガイダンスを実施して、主導的にCov id-19予防対策を行って感染リスクを減らすため、ハノイ市人民委員会はF1の自宅医療隔離を以下のとおり実施することとした：

## 1. 適用対象

### 1. 1 感染者と濃厚接触した人（以下、F1を呼ぶ）

- F1と同居してF1と一緒に自宅で隔離される人
- F1を直接介護して、F1と一緒に自宅で隔離される人

1. 2 7日間の集中隔離をして、7日目のPCR検査結果が陰性であった人は、自宅隔離に移行することができる。

## 2. 適用範囲

バーディン区、ホアンキエム区、ドンダー区、ハイバーチュン区を除く全市で実施。

## 3. （自宅隔離）を確保する条件

自宅隔離対象者、同居者、医療従事者及び関係機関に求められる条件及び備品は、2021年7月14日付保健省通達№. 5599/BYT-MT「隔離期間の短縮、自宅でのF1症例の医療隔離の試験的な実施、COVID-19患者の管理について」において規定されている（濃厚接触者（F1）に対するCov id-19予防対策での自宅医療隔離に関する暫定的なガイダンスは別添される。）。

## 4. 実施プロセス

- 濃厚接触者（F1）が自宅医療隔離を希望する場合、居住地にある保健所を通じて町・房・村のCov id-19指導委員会に申請書（登録書）を提出する。
- 保健所は受け取った申請書を町・房・村のCov id-19指導委員会に送付。
- 町・房・村のCov id-19指導委員会は、濃厚接触者（F1）が登録した自宅の物理的な条件を確認・判断するために、審査チームを現場に派遣する。審査チームのメンバーに、町・房・村の人民委員会・公安・保健所の幹部代表、コミュニティの町内会の代表、コミュニティレベルのCov id-19タスクフォースの代表がいる。

- 審査チームは、濃厚接触者（F1）が登録した住宅の医療隔離条件を確認・判断する。判断基準は、2021年7月14日付保健省通達No. 5599/BYT-MTのガイダンスに従って行われる（審査報告書が発行される）。
- 審査報告書は、審査チームから町・房・村のCovid-19指導委員会へ2021年7月14日付保健省通達No. 5599/BYT-MTの付録に従った“自宅医療隔離のための物理的な条件・資機材を満たしたことの確認書”が発給されるために、提出される。
- 町・房・村のCovid-19指導委員会は、F1に対する自宅医療隔離の決定書を発給する。（決定書には、自宅隔離対象者の観察に関する地元の行政機関の責任が明記される）。
- 濃厚接触者（F1）の自宅隔離中は、2021年7月14日付保健省通達No. 5599/BYT-MTのガイダンスに従った規定が適用される。

2021年7月14日付保健省通達No. 5599/BYT-MTで定められる濃厚接触者（F1）に対するCovid-19予防対策での自宅医療隔離に関する暫定的なガイドランス

1. 対象

1. 1 感染者と濃厚接触した人（以下、F1を呼ぶ）

- F1と同居してF1と一緒に自宅で隔離される人
- F1を直接介護して、F1と一緒に自宅で隔離される人

1. 2 7日間の集中隔離をして、7日目のPCR検査結果が陰性であった人は、自宅での隔離に移行することができる。

-

2. 隔離期間

- 隔離開始日から、14日間で中断なく連続的に自宅で医療隔離をする（以下、自宅隔離を呼ぶ）。既に7日間の集中隔離をした人の場合、引き続き7日間自宅隔離をする。

- 医療隔離の後、引き続き14日間で健康観察を行う。

3. 物理的要件及び資機材に関する要請

- 一戸建又はマンション・アパート内の部屋
- 家及び部屋の前で、“Covid-19予防対策の医療隔離場所”という看板が設置される；医療従事者が着用する保護服を入れるための“SARS-CoV-2が付いたリスクのある廃棄物”というラベルが貼ってあるゴミ箱がある。
- 家族の共同スペースから離れてコンパクトな隔離用の個室を有する。
- 隔離対象者をチェックするためのカメラの取り付けが勧められる。
- 隔離用の部屋は、以下の条件を満たさなければならない：
  - + 個人用の必要な品物があるトイレ、浴用室、石鹸、消毒液体（最低60%のアルコール度）、体温計。
  - + 隔離部屋の中に、“SARS-CoV-2が付いたリスクのある廃棄物”の蓋・踏み台が付いた黄色ゴミ箱、ゴミ箱の中に使用したマスク・ティッシュ等の廃棄物を入れるための黄色袋がなければならない（以下、感染物を入れるためのゴミ箱を呼ぶ）；生活ゴミを入れるための蓋・踏み台・緑色の袋が付いた箱
  - + 建物のエアコンを使用せず、個別のエアコンがある。換気を良くするため、常に窓を開けておく。
  - + 隔離対象者が自分で選択するための洗濯機・服入れ箱がある。
  - + 隔離者が自分で部屋を掃除するための必要な道具・掃除用液体。隔離用の部屋は毎日掃除されなければならない。
  - + 同居者がF1と接触する必要がある時に使用されるための感染防止保護具を用意しなければならない（医療マスク・医療手袋、保護メガネ、保護服）

- + 隔離用部屋の前で、隔離者の給食・飲む水及びその他の必需品を置くためのテーブルを用意する。隔離者の品物を家の外に持っていくことは絶対禁止される。

#### 4. 自宅隔離対象者に対する要請

- 自宅隔離期間に関する各規定を厳守する。付録1のフォーマットを用いて地元の行政機関に約束する。
- 隔離期間中、部屋を出てはならず、家族のメンバー・他の人及び飼うペットと接触しない。
- 常に5Kを実施して、規定に従って予防対策を行う。
- 隔離期間中、VHD又はBlue zoneをインストールして常に医療申告を行う。
- 自分で体温を計って健康状態をVHD又はBlue zoneで毎日アップデートする。スマートフォンがない場合、毎日医療担当者に電話で通報しなければならない。特に、咳・熱・喉痛み・呼吸困難があった場合、直ちにVHD又はBlue zoneでアップデートすると共に、医療担当者に直ちに報告しなければならない。自分で体温を測定できない場合、医療担当者又は介護者が行う（いる場合）。
- 茶碗・箸・コップ・歯磨き・タオル等については、個人用の物を共用しない。
- 付録3に従って家の掃除・消毒を毎日行う。
- 付録3に従って、廃棄物を分類する。
- 隔離期間が終了した際、規定に従って引き続き家で健康観察をしなければならない。